

紫波町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 33,181	千円 15,633,966	千円 101,131	千円 2,298,911	% 14.7	% 14.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤怠手当	計 B
4年度	人 220	千円 765,619	千円 144,351	千円 299,635	千円 1,209,605

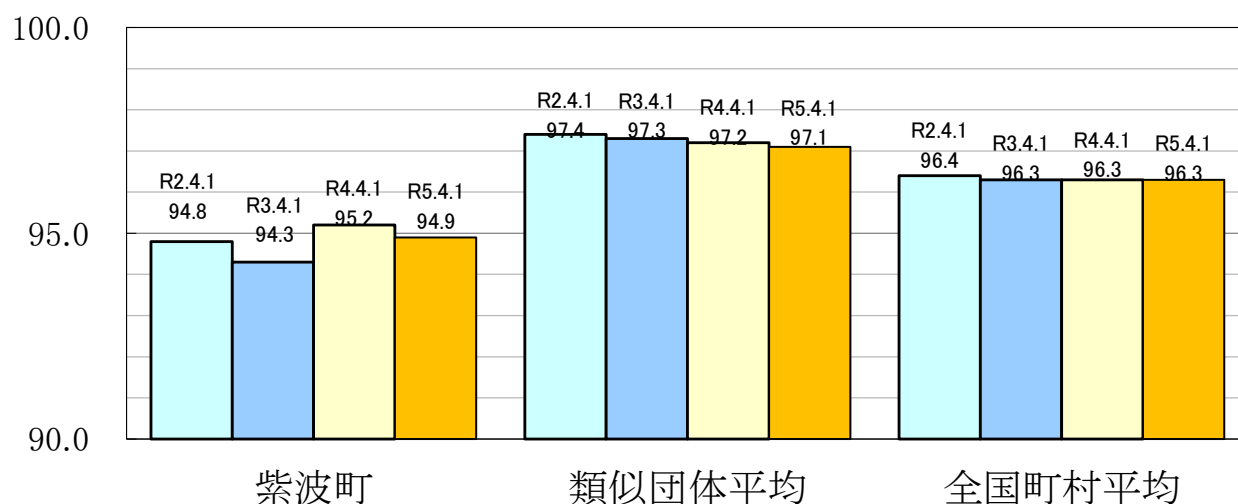
(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,498	千円 5,685

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
4年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
4年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の例に準じ引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

技労職員の給料表については、一般職の職員の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

平成 28 年度より国基準で実施（東京都特別区（1 級地）20.0％）

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について国と同様に見直しを実施（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
紫波町	42.0歳	305,900円	354,897円	337,813円
岩手県	42.1歳	318,218円	389,505円	346,728円
国	42.4歳	322,487円	—	405,015円
類似団体	41.3歳	304,046円	376,949円	337,759円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
紫波町	54.1歳	20人	328,000円	367,425円	342,915円	—	—	—	—
うち用務員	55.8歳	11人	343,300円	359,082円	358,745円	用務員	49.1歳	236,600円	1.49
うち 自動車運転手	55歳	4人	305,500円	432,975円	319,419円	乗用自動車運転者	55.7歳	202,000円	1.95
うちその他	49.7歳	5人	312,500円	334,980円	327,142円	飲食物調理従事者	43.0歳	215,700円	1.56
岩手県	52.3歳	241人	302,137円	329,050円	315,652円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	51.9歳	6人	295,730円	325,909円	314,418円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
紫波町	—	—	—
うち用務員	5,793,600円	3,187,900円	1.82
うち自動車運転手	6,300,800円	2,686,200円	2.35
うちその他	5,458,620円	2,884,900円	1.89

③福祉職（保育士・児童厚生員）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
紫波町	42.8歳	306,200円	343,255円	321,631円
岩手県	－歳	－円	－円	－円
国	44.2歳	337,885円	－円	387,943円
類似団体	39.1歳	278,977円	314,879円	297,383円

④看護職・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
紫波町	39.1歳	295,700円	336,936円	307,697円
岩手県	－歳	－円	－円	－円
国	47.8歳	321,176円	－	360,574円
類似団体	40.8歳	295,444円	349,749円	314,891円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		紫 波 町	岩 手 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200円	186,800円	Ⅱ種 185,200円
	高 校 卒	154,600円	155,900円	154,600円
技能労務職	高 校 卒	151,900円	153,200円	－
	中 学 卒	143,800円	145,000円	－
福 祉 職 (保育士・児童厚生員)	大 学 卒	180,300円	－円	－
	短大卒	167,100円	－円	－
看護・保健職	大 学 卒	180,300円	－円	－
	短大卒	167,100円	－円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

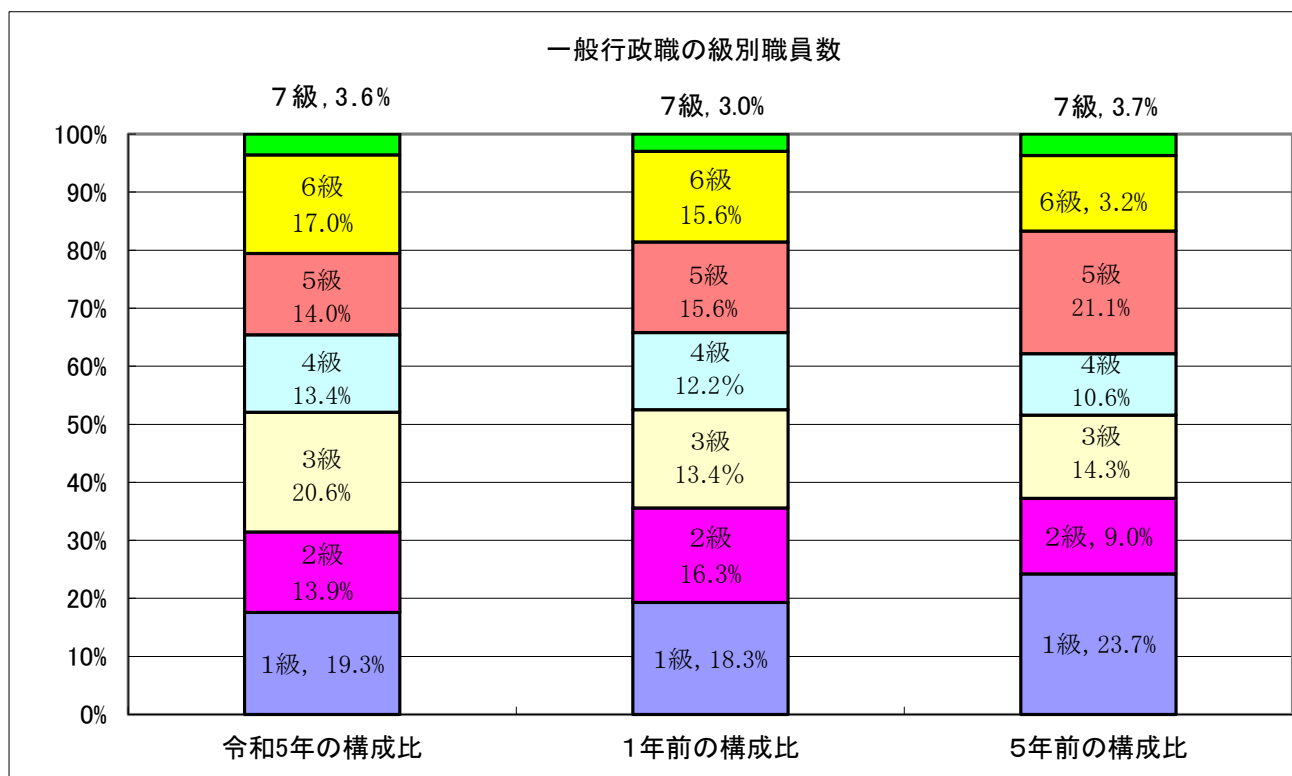
区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満	経験年数30年以上 35年未満
一般行政職	大 学 卒	259,281円	339,914円	382,325円	397,389円
	高 校 卒	220,420円	300,933円	343,140円	372,833円
技能労務職	高 校 卒	(該当者無し)	301,800円	307,250円	330,775円
	中 学 卒	(該当者無し)	(該当者無し)	(該当者無し)	320,850円
福 祉 職 (保育士・児童厚生員)	大 学 卒	248,475円	(該当者無し)	(該当者無し)	(該当者無し)
	短 大 卒	267,600円	328,967円	333,150円	367,675円
看護・保健職	大 学 卒	273,800円	330,533円	368,500円	(該当無し)
	短 大 卒	(該当無し)	(該当無し)	(該当無し)	(該当無し)

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

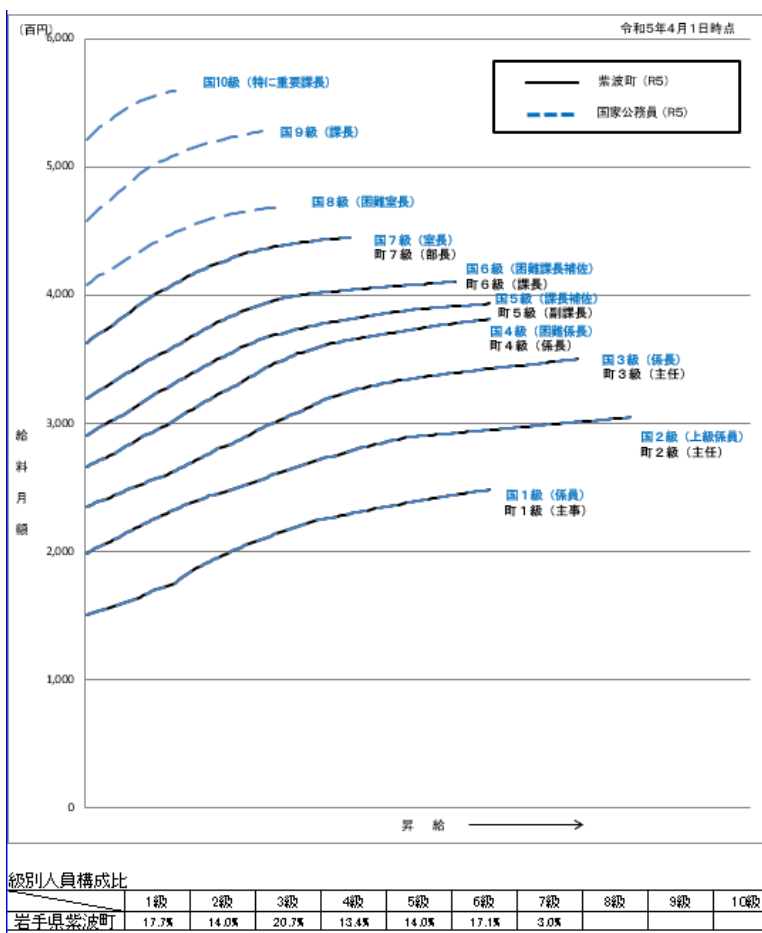
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	(1) 部長の職務 (2) 会計管理者の職務 (3) 参事の職務	人 6	% 3.6	365,500 円	446,200 円
6 級	(1) 課長の職務 (2) 事務局長の職務 (3) 主幹の職務 (4) 給食センター所長の職務	人 28	% 17.0	323,100 円	411,300 円
5 級	(1) 副課長の職務 (2) 事務局次長の職務 (3) 副主幹の職務 (4) 保育・児童施設の長の職務	人 23	% 14.0	295,400 円	394,000 円
4 級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務	人 22	% 13.3	271,600 円	382,000 円
3 級	困難な業務を行う主任の職務	人 34	% 20.6	240,900 円	351,000 円
2 級	主任の職務	人 23	% 13.9	208,000 円	305,200 円
1 級	定型的な業務を行う職務	人 29	% 17.6	162,100 円	249,400 円

- (注) 1 紫波町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 平成 30 年に職階見直しを行っている。(主査級 3→4 級、室長級 4→5 級、課長級 5→6 級、部長級 6→7 級)
- 2 令和 3 年に新たな職の設置及び職名の見直しを行っている。(係長 4 級(新設)、室長→副課長、参事 7 級(新設))

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和 5 年 4 月 1 日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（紫波町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

紫 波 町	岩 手 県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,391千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,728 千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 1.95 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（紫波町）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

紫 波 町				国			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分		最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）				定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）			
1人当たり平均支給額		12,361 千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		578千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		577,980円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区（1級地）	20.0 %	1 人	20.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			479 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			43,590 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）			4.7 %	
手当の種類（手当数）			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （3年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊自動車運転手当	右記の業務に従事した職員	グレーダ、ロード・ローラ又はカタピラを有する自動車の運転に1日4時間以上従事	33千円	日額350円
税務手当	税務主管に所属する職員	町税の賦課及び徴収に関する事務に従事	307千円	主査以上 月額2,000円 その他職員 月額1,700円
感染症防疫等作業手当	感染症等の防疫に従事する職員	感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症等の患者若しくは感染症等の病原体に汚染された物件若しくは汚染の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事		日額400～4000円（防疫作業対象の感染症の種類によって異なる）
死体処理作業手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第1条に規定する行旅死亡人の処理作業に従事		1体当たり 1,500円
道路上作業手当	自動車の運転業務を本務とする職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業その他の作業で町長の定めるものに従事	126千円	月額3,500円
結核検診間接撮影介添手当	右記の業務に従事した職員	結核予防法（昭和26年法律第96号）第4条第3項の規定による健康診断のうち、エックス線検査の間接撮影の介添に従事		日額200円
用地等交渉手当	右記の業務に従事した職員	土地、家屋その他の物件の買収、移転若しくは補償又は土地境界査定のために、相手方に出向いて直接交渉（国、地方公共団体その他町長が定める者との交渉を除く。）に従事	14千円	日額250円
特殊現場作業手当	紫波浄化センターに勤務する職員	勤務環境の劣悪な作業現場において、当該作業場の作業に従事		月額2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	124,573千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	608千円
支給実績（３年度決算）	93,801千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	479千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（４年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）
扶 養 手 当	子 月額10,000円 子以外の扶養親族 月額 6,500円 *16～22歳の子 5,000円加算	同		千円 27,941	円 245,100
住 居 手 当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員で、 ・家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ・家賃27,000円超 (家賃額-27,000円)×1/2 +11,000円 月額上限28,000円	異	単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対する住宅手当の支給	千円 16,169	円 256,652
通 勤 手 当	通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル以上である職員(鉄道・バス等利用) 月額上限45,000円 通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル以上である職員 月額上限29,800円	異	同左 月額上限55,000円 同左 月額上限31,600円	千円 10,880	円 59,452
管 理 職 手 当	給料月額に支給割合を乗じて支給 部 長 12/100 課長・事務局長 10/100 主幹・保育所長・児童館長・情報交流館事務局長・給食センター所長 7/100			千円 16,026	円 433,129
休 日 勤 務 手 当	休日等における勤務１時間につき、勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じて得た額を支給	異	勤務１時間当たりの支給額の算出方法に相違有り	千円 4,388	円 40,626
宿 日 直 手 当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に支給 １回につき 4,400円	同		千円 0	円 0
管理職特別勤務手当	休日等に４時間以上勤務した管理職手当支給対象となる職員に支給 週休日(4～6時間) 日額 4,000円 週休日(6時間以上) 日額 6,000円 平日深夜 日額 3,000円			千円 0	円 0
寒冷地手当	毎年11月から翌年３月までの各月において、世帯等の区分に応じて支給 世帯主で扶養親族がいる職員 各月支給額17,800円 " 扶養親族がいない職員	同		千円 15,172	円 63,216

	各月支給額10,200円 その他の職員 各月支給額 7,360円				
災害派遣手当	滞在期間及び施設の利用区分に応じて支給 公用施設等 3,970円/日 その他の施設 30日以内 6,620円/日 30～60日以内 5,870円/日 60日超 5,140円/日			千円 0	円 0
児童手当 (H24.4.1改正)	中学校第3学年までの子を監護養育している職員に支給 3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了・第2子まで 月額10,000円 3歳以上小学校修了・第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円	同		千円 12,905	円 204,841

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	町 長	780,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	610,000 円	920,000 円／ 580,800 円	
報 酬	議 長	410,000 円	499,000 円／ 252,000 円	
	副 議 長	350,000 円	430,000 円／ 202,000 円	
	議 員	300,000 円	400,000 円／ 174,000 円	
期 末 手 当	町 長	(4年度支給割合)	(加算措置の状況)	
	副 町 長	3.30 月分	15 %	
退 職 手 当	議 長	(4年度支給割合)	(加算措置の状況)	
	副 議 長	3.30 月分	15 %	
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×40.38/100	15,118.3千円	任期毎
		給料月額×在職月数×23.28/100	6,816.4千円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

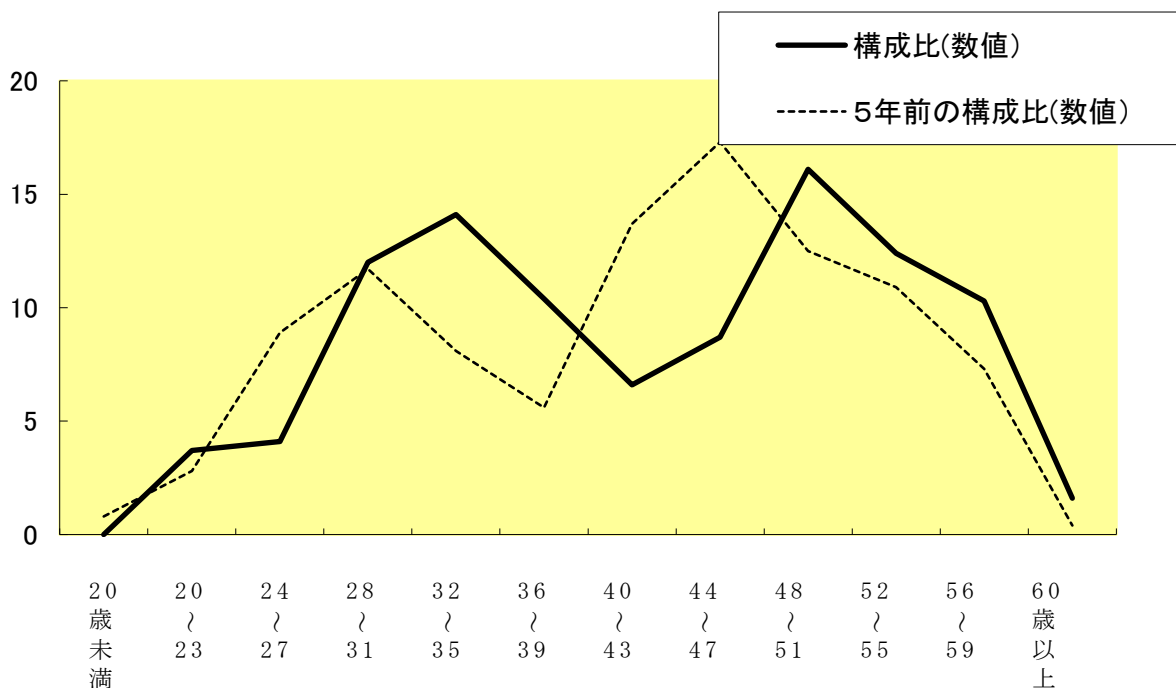
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総 務	55	57	2	休職者人員補填のための増員
		税 務	14	15	1	休職者人員補填のための増員
		民 生	46	45	△ 1	保育業務体制の見直しによる減員
		衛 生	22	21	△ 1	新型コロナウイルスワクチン集団接種事業縮小にかかる減員
		労 働	—	—		
		農 林 水 産	19	18	△ 1	業務体制の見直しによる増員
		商 工	5	5		
		土 木	18	18		
	部 門	計		181	181	
教育部門		39	39			
消防部門		—	—			
小 計		220	220		< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 66.32 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 66.17 人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	水 道 下 水 道 国 保 介 護 そ の 他	水 道	1	2	1	業務体制の見直しによる増員
		下 水 道	8	7	△ 1	業務体制の見直しによる減員
		国 保	4	4		
		介 護	7	7		
		そ の 他	2	2		
	小 計		22	22		
合 計			242 [275]	242 [275]	[—]	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 72.63 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
職 員 数	未 満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以 上	計
令 和 5 年	人 —	人 9	人 10	人 29	人 34	人 25	人 16	人 21	人 39	人 30	人 25	人 4	人 242
平 成 30 年	人 2	人 7	人 22	人 29	人 20	人 14	人 34	人 43	人 31	人 27	人 18	人 1	人 248

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	30 年	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年	過 去 5 年 間 の 増 減 数 (率)
一般行政	178	177	178	177	181	181	3(1.7)
教 育	46	44	45	43	39	39	△7(△15.2)
消 防	—	—	—	—	—	—	—
普 通 会 計 計	224	221	223	220	220	220	△4(△1.8)
公 営 企 業 等 会 計	24	24	23	23	22	22	△2(△8.3)
総 合 計	248	245	246	243	242	242	△6(△2.4)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。